

港長公示第 30-105 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 18 日

京 浜 港 長



京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止
について

京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域において、新海面処分場建設工事が行われるため、下記により船舶（当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 8 月 10 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間

※ただし、標識により、航泊禁止区域が明示されている期間に限る。

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海面

イ地点 北緯 35 度 35 分 25.6 秒 東経 139 度 50 分 5.9 秒

ロ地点 北緯 35 度 35 分 1.0 秒 東経 139 度 50 分 21.7 秒

ハ地点 北緯 35 度 34 分 41.6 秒 東経 139 度 49 分 45.9 秒

ニ地点 北緯 35 度 35 分 4.6 秒 東経 139 度 49 分 27.2 秒

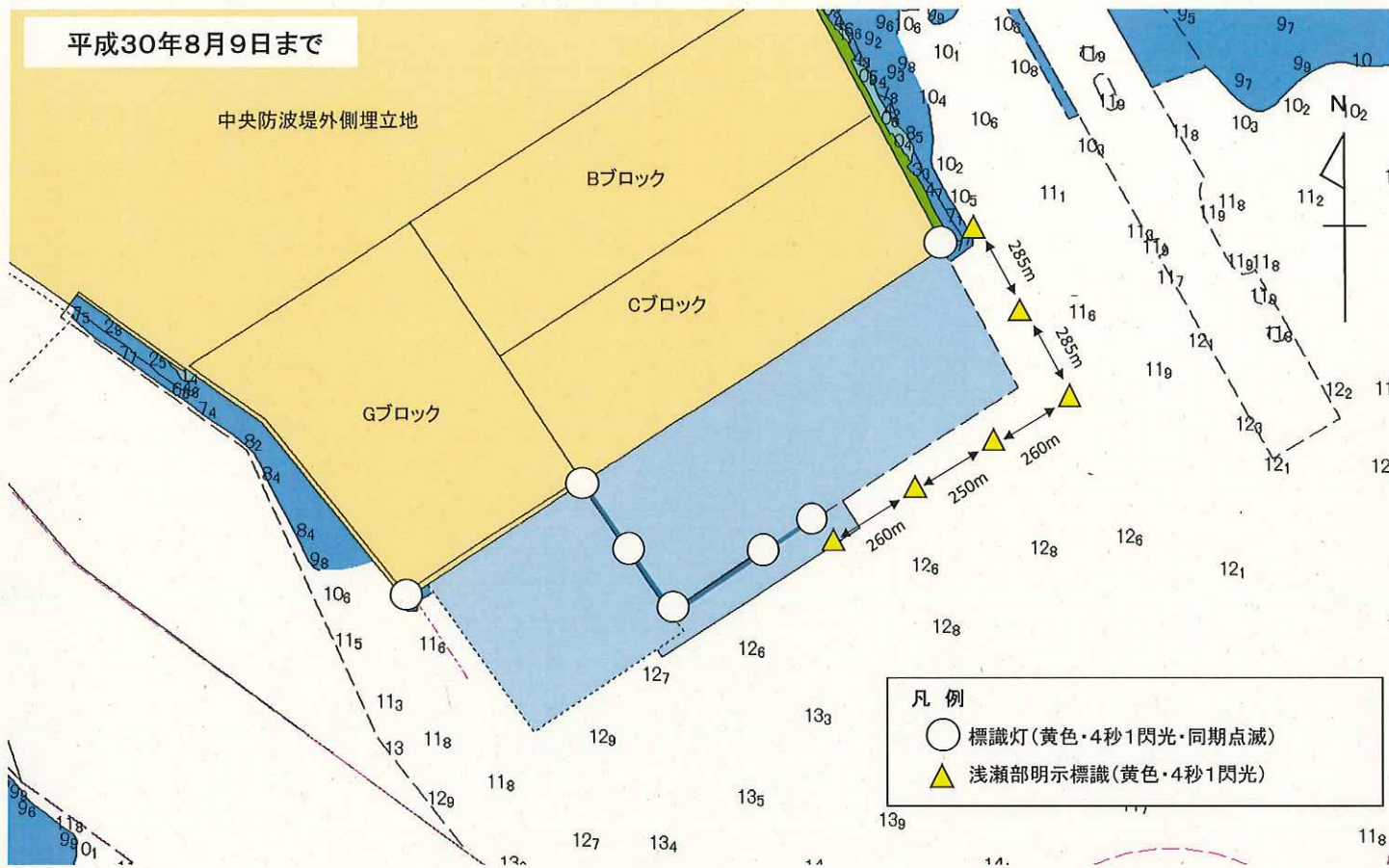
3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色灯付黄色塗標識灯 3 基（4 秒 1 閃光、同期点滅）及び黄色灯付黄色塗灯浮標 13 基（4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

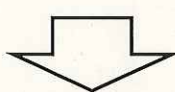
4 その他

工事中及び作業船停泊中、前記 2 の区域周辺海域に警戒船が 3 隻配備される。

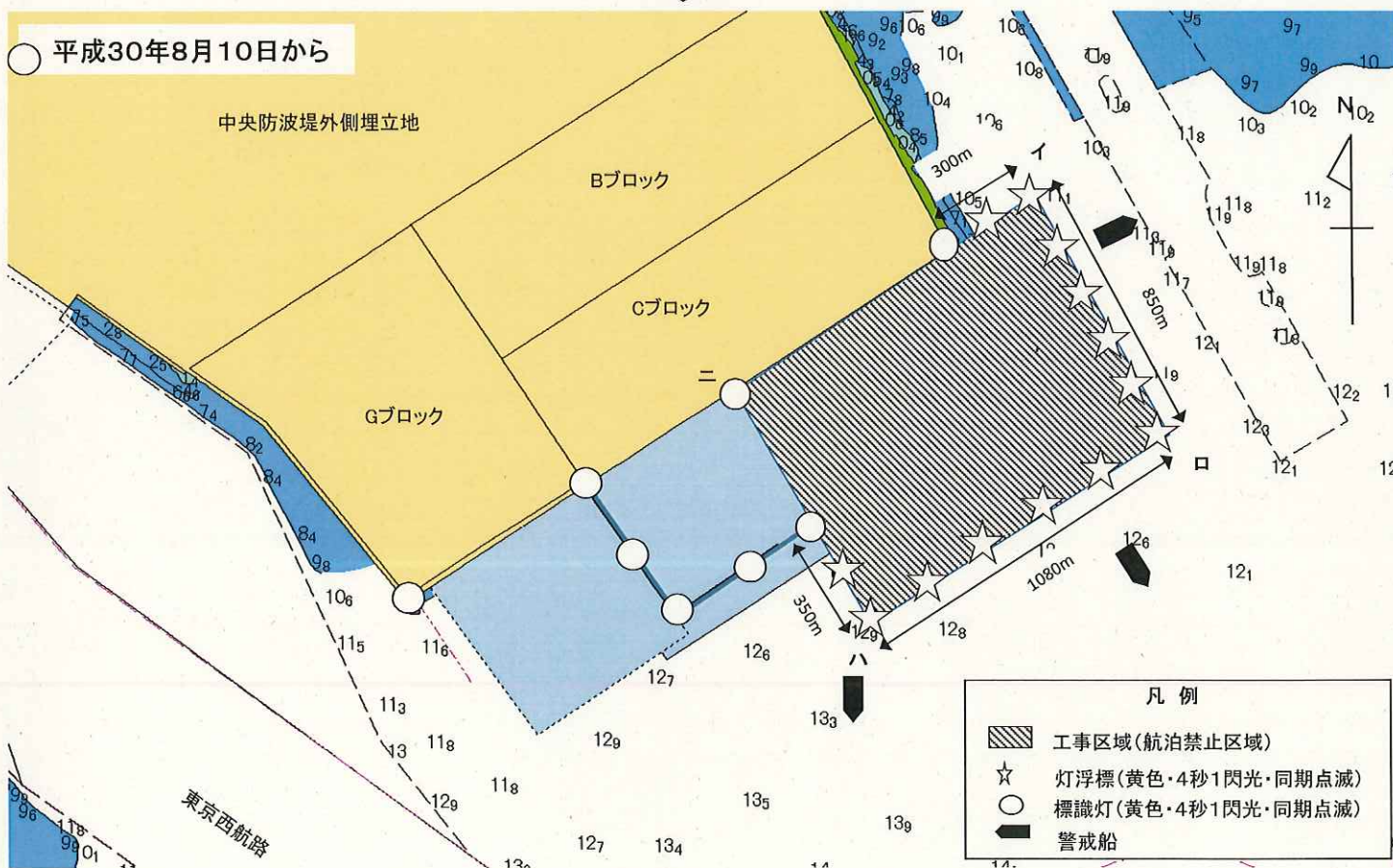
平成30年8月9日まで



- 凡例
- 標識灯(黄色・4秒1閃光・同期点滅)
 - ▲ 浅瀬部明示標識(黄色・4秒1閃光)



平成30年8月10日から



- 凡例
- ▨ 工事区域(航泊禁止区域)
 - ☆ 灯浮標(黄色・4秒1閃光・同期点滅)
 - 標識灯(黄色・4秒1閃光・同期点滅)
 - 警戒船